冷蔵倉庫（家屋）の評価基準が変更になります

平成２１年４月２１日付けの総務省告示第２２５号にて、経年減点補正率基準表の「冷凍倉庫用のもの」が「冷蔵倉庫用のもの」に変更され、平成２４年度分の固定資産税から評価額の計算方法が変更されます。
（これまで非木造（木造以外）の冷蔵倉庫（保管温度が摂氏１０度以下に保たれる倉庫）は、一般の倉庫と同じ評価基準でした。）

坂東市では、市内で該当する冷蔵倉庫の実地調査を行うため、該当する家屋を探しています。所有されている方はお手数ですが、坂東市課税課資産税係までご連絡お願いいたします。

冷蔵倉庫に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　今回の改正で倉庫の固定資産税がどう変わるのですか？
Ａ１　もともとあった倉庫の評価替え時の経過年数による評価額の減少率が大きくなり、税額が安くなります。ただし、建築年が古い建物については税額が変わらない場合があります。

Ｑ２「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？
Ａ２「冷蔵倉庫」は構造が非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造など木造以外の建物）で、保管温度が摂氏１０度以下に保たれる倉庫です。

Ｑ３ 倉庫内に業務用冷蔵庫を設置していますが該当になりますか？
Ａ３ 倉庫自体に冷蔵機能を備えているものでなければなりません。倉庫内に単に業務用冷蔵庫やプレハブ方式冷蔵庫を設置している場合は該当になりません。

Ｑ４ 実地調査で何を調べるのですか？
Ａ４ 所有されている非木造の倉庫が「保管温度が摂氏１０度以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。該当する倉庫が建物内部で複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途（冷蔵倉庫が床面積の５０パーセント以上）であるかどうかなど床面積の確認などを行います。

Ｑ５ 実地調査当日に用意しておく書類はありますか？
Ａ５ 床面積（冷蔵倉庫部分）の確認を行いますので、寸法の分かる平面図をご用意ください。また、保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）のご準備をお願いします。もし、お持ちでない場合は、課税課へお電話をいただく際にお知らせください。

Ｑ６ いつから税額が変わるのですか？
Ａ６ 次回の評価額の見直しの年である平成２４年度課税分から変更になります。